

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	(仮称)花巻市パートナーシップ制度等に関する条例	<p>【目的】 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとりほか、同法第5条に基づき市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとりほか、同法第5条に基づき市の施策の基本となる事項を定めるもの。互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した同性のカップルなどを婚姻に相当する関係と自治体が認める「パートナーシップ宣誓制度（ファミリーシップ制度及び事実婚等含）」を盛り込むもの。 また、既存の男女共同参画推進条例（以下「男女条例」という。）の第13条に男女共同参画審議会の所掌事項があり、本条例に係る部分を一項目追加する必要があることから、本条例の附則により改正を行うもの。男女条例は、市民参画ガイドライン上、市民参画を行うべき条例として例示しているが、本条例を制定することで生じる改正であり、本改正により男女条例の趣旨を変えるものではないことから、本条例の市民参画と併せて実施するもの。</p> <p>【区分】 特に必要と認められるもの</p> <p>【関係法令】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、花巻市男女共同参画推進条例、第3次花巻市男女共同参画基本計画</p> <p>【議会】令和6年9月定例会</p>	キ 特に 必要		

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	(仮称)花巻市パートナーシップ制度等に関する条例	対象区分	特に必要と認められるもの
対象の内容	<p>【目的】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとり、同法第5条に基づき市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>【内容】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとり、同法第5条に基づき市の施策の基本となる事項を定めるもの。互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した同性のカップルなどを婚姻に相当する関係と自治体が認める「パートナーシップ宣誓制度（ファミリーシップ制度及び事実婚等）」を盛り込むもの。</p> <p>また、既存の男女共同参画推進条例（以下「男女条例」という。）の第13条に男女共同参画審議会の所掌事項があり、本条例に係る部分を一項目追加する必要があることから、本条例の附則により改正を行うもの。男女条例は、市民参画ガイドライン上、市民参画を行うべき条例として例示しているが、本条例を制定することで生じる改正であり、本改正により男女条例の趣旨を変えるものではないことから、本条例の市民参画と併せて実施するもの。</p> <p>【区分】特に必要と認められるもの</p> <p>【関係法令】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、花巻市男女共同参画推進条例、第3次花巻市男女共同参画基本計画</p> <p>【議会】令和6年9月定例会</p>		

2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	男女共同参画審議会
時期及び回数	①令和6年3月 条例制定の考え方の説明及び素案たたき台の審議 ②令和6年4月 パブリックコメントに提示する条例素案に係る説明・審議 ③令和6年7月 パブリックコメントでの意見を踏まえた条例案に係る説明、諮問・答申 計3回
周知方法及び周知時期	各開催日の2週間以上前に郵送により通知する。
対象者(対象地域)	現在の審議会委員の構成は以下のとおり（15名） 知識経験者（富士大学教授、花巻労働基準監督署長、いわて男女共同参画サポーター、花巻警察署生活安全課長 4名）、団体推薦（花巻農業協同組合、花巻商工会議所、花巻青年会議所、花巻市校長会、花巻市PTA連合会、花巻私立幼稚園・認定こども園協議会、岩手県看護協会花巻地区支部、花巻市社会福祉協議会、花巻市民生委員児童委員協議会、花巻市地域婦人団体協議会 10名）、公募委員（1名）
結果公表の方法及び時期	各審議会開催後、市ホームページに掲載する。
方法や時期を選択した理由	男女共同参画審議会は、花巻市男女共同参画推進条例第13条第1項に基づき、男女共同参画基本計画の策定及び変更に関することを調査審議するために設置された諮問機関であるため選択した。 条例案等を示すこととし、審議会での意見をパブリックコメントでの条例案に反映させるため上記の時期を選択した。

方法②	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	花巻市地域自治推進委員会・各地域協議会への意見聴取
時期及び回数	令和6年5月中旬～6月中旬 4回（花巻市地域自治推進委員会、大迫地域協議会、石鳥谷地域協議会、東和地域協議会）
周知方法及び周知時期	各開催日の2週間以上前に郵送により通知する。
対象者(対象地域)	公共的団体から推進された者、学識経験を有する者、公募による者 花巻市地域自治推進委員会（14人）、大迫地域協議会（15人）、石鳥谷地域協議会（15人）、東和地域協議会（15人）
結果公表の方法及び時期	地域自治推進委員会及び各地域協議会の開催結果のホームページへの掲載をもって公表とする。（令和6年7月）
方法や時期を選択した理由	花巻市地域自治推進委員会条例第2条及び花巻市地域自治区設置条例第8条第2項の規定により、地域自治推進委員会及び各地域協議会への意見聴取を行い、条例案に反映させるため、上記の時期を選択した。

方法③	パブリックコメントの実施
名 称	(仮称)花巻市パートナーシップ制度等に関する条例(素案)パブリックコメント
時 期 及び 回 数	令和6年5月中旬～6月中旬(30日間) 1回
周知方法 及び 周知時期	広報はなまき令和6年5月15日号と市ホームページに掲載するほか、SNS、FMはなまき、有線放送等により周知する。 なお、条例案については、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館、花巻市情報発信センター(びらっと花巻)、花巻市定住交流センター(なはんプラザ)等に備え付ける。
対象者 (対象 地域)	全市民
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載するとともに、男女共同参画審議会において報告する。(令和6年8月)
方 法や 時 期を 選択した 理由	多くの市民が意見を述べるができる方法として選択した。 パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を条例へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、上記の時期を選択した。

方法	
名 称	
時 期 及び 回 数	
周知方法 及び 周知時期	
対象者 (対象 地域)	
結果公表 の方法 及び時期	
方 法や 時 期を 選択した 理由	

### 3 計画・条例等の全体スケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
策定等	●条例素案・規則たたき台作成		●市民参画職員チームによる事前評価	●市民参画・協働推進委員会による事前評価			●議員説明会		●議員説明会	●市長決裁→9月議会へ上程		●10/1施行		
方法①				●開催通知①		●開催通知②			●開催通知③					
方法②				●審議会①		●審議会②			●審議会③(諮問答申)					
方法③					●結果公表①		●結果公表②			●結果公表③				
						●開催通知①～④		●審議会①～④	意見整理		●結果公表①～④			
								パブコメ実施	パブコメ意見検討		●パブコメ結果公表			
								●パブコメ周知(広報等)						

対象の名称 (仮称) 花巻市パートナーシップ制度等に関する条例

市民参画実施計画チェック項目

1 市民参画の方法について (2つ以上の方法を組み合わせるものとし、実施予定の市民参画はすべて記載すること)  
 意向調査  パブリックコメント  意見交換会  ワークショップ  審議会その他の附属機関における委員の公募  上記のほか適切と判断される方法( )

2 周知方法について (意向調査を除き、広報・ホームページ・SNSに掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知を図るもの。)  
 広報  ホームページ  SNS  FMはなまき  有線放送  報道機関への発表  公共施設等への資料備付  その他適当と認める方法( )

3 パブリックコメントを行う場合について  
 意見の提出期間は、30日以上となっているか。 計画期間 令和 6年5月20日～令和6年6月18日まで 30日間 (特別な事情により期間を短く設定する場合は、事前に地域づくり課へ協議すること。)  
 計画等の公表場所及び方法は適切か。  広報  ホームページ  SNS  FMはなまき  有線放送  報道機関への発表  公共施設等への資料備付  その他適当と認める方法( )

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法
	<input type="checkbox"/> 時期
	<input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 周知方法
	<input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由

反映しなかった内容とその理由

【参考】

	内 訳	実施コスト計	121,200 円
方法①	委員報酬@4,000円×15名×2回=120,000円		
参画実施 コスト	コピー用紙A4 @1円×20枚×15人×2回=600円		
	印刷代@1円×20枚×15人×2回=600円		

【参考】

	内 訳	実施コスト計	2,000 円
方法③	コピー用紙A4 @1円×25枚×40か所=1,000円		
参画実施 コスト	印刷代@1円×25枚×40か所=1,000円		

【参考】

	内 訳	実施コスト計	2,400 円
方法②	コピー用紙A4 @1円×20枚×15人×4協議会=1,200円		
参画実施 コスト	印刷代@1円×20枚×15人×4協議会=1,200円		

【参考】

	内 訳	実施コスト計	円
方法④			
参画実施 コスト			

記入方法

- 対象の名称及び対象の内容を計画条例等一覧（様式第1号）より転記するとともに、対象区分をドロップダウンリストより選択してください。
- 方法をドロップダウンリストより選択するとともに、名称を記入してください。【例：方法① 意向調査の実施 名称 市民アンケート 等】
- 周知方法及び時期について、意向調査を除き、広報紙及びホームページ、SNSでの周知を基本としておりますので、この三つの方法は特別な理由がない限り記入されることとなります。
- コストについて、市民参画の実施準備から結果公表までに想定されるコストを記入してください。（コストはあくまでも参考であり評価の対象ではありません）

おおむね、次の経費が想定されます。（人件費は職員以外の人件費がある場合は記入する）

- 市民参画準備（人件費、資料用紙代、資料印刷費、郵便料など）
  - 市民参画実施（人件費、報酬、謝礼、会場借上料、消耗品など）
  - 結果整理・公表（人件費、集計委託料、結果を備え置く場合の印刷費や用紙代など）
- 1 + 2 + 3 = 実施コスト計

※コスト計算の際の単価は以下のとおりとし、これ以外の経費については実費で計算してください。

- ・印刷費 コピー機 @5円 印刷機 @1円
- ・用紙代（色上質紙等の特殊なものを除く）@1円

- 計画・条例等の全体スケジュールの欄は、計画等策定までの全体の流れと、市民参画方法の実施の流れを記入してください。なお、月については必要に応じて変更してください。